

平成21年度公共事業の評価に関する意見書

平成22年1月6日

京都市公共事業評価委員会

平成22年1月6日

京都市長 門川 大作 様

京都市公共事業評価委員会
委員長 小林 潔司

平成21年度公共事業の評価に関する意見について

京都市公共事業評価委員会（以下「本委員会」という。）は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成10年12月25日に設置された。本委員会は、平成10年度から20年度までの間に123事業に対して審議を行い、意見を述べた。本年度は、平成21年11月2日までに、再評価の対象となった10事業と事後評価の対象となった1事業について、3回の委員会審議を行った。

審議の結果、本委員会の意見を、下記のとおり取りまとめたので提出する。

今後、京都市においては、本委員会の意見を参考として評価を進めるとともに、公共事業の推進に当たっては、関係者の合意形成並びに効率性及び実施過程の透明性の向上に一層努めるよう求めるものである。

記

1 本委員会における審議経過

今年度は、別紙1の補助事業6事業、単独事業4事業が再評価の対象となり、また、別紙2の補助事業1事業が事後評価の対象となった。

再評価対象事業のうち2事業については、事業採択後10年間を経過して、なお継続中であるので再評価を行った。また、残り8事業については、平成11年度、または平成16年度に再評価を行い、本委員会において「事業継続」は妥当であると判断した事業であるが、再評価実施後5年間を経過した今年度も、まだ継続中であることから再々評価を行った。

事後評価対象事業の1事業については、公営企業管理者が必要であると

判断した事業であるので事後評価を行った。

本委員会は、京都市から各事業の内容と対応方針（案）の説明を受け、その妥当性について詳細に審議を行い、その結果を取りまとめた。

なお、平成15年度から19年度までに再評価を行い現在も継続中である別紙3の23事業について、平成20年度までの実績等の報告を受けた。平成20年度以後に再評価を行った事業についても、引き続き報告を受ける予定である。

2 全体についての意見

今回再評価の対象となった10事業のうち1事業については、意見を付して「事業継続」とした。残り9事業については、対応方針（案）に基づき事業を継続することが妥当であると判断した。いずれの事業も、市民生活の向上や安全性の確保の上から、早期の完成が望まれる。

また、公共事業で造る社会基盤をどのように活用し、社会的効用がどのくらい高まるのか、事業の重要性や必要性について理解してもらうことやアカウンタビリティの程度を高める必要がある。

3 個別事業に対する意見

<再評価>

(1) 街路事業 向日町上鳥羽線（第一工区）

本事業は、国道171号久世橋付近の交通渋滞の解消を図り、安全で円滑な道路交通を確保するため、既に完成している「祥久橋」を含む第二工区と連携して整備するものである。

用地買収も全て完了し、道路築造工事がほぼ完成しており、関連事業である第二工区の完成に合わせて整備する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(2) 街路事業 葛野西通

本事業は、本市西部地域の補助幹線道路であり、本事業区間を整備することにより、周辺地域の安全で円滑な道路交通を確保できるとともに、市民のスポーツ振興の中心である西京極総合運動公園へのアクセスも向上し、健康的な都市生活の向上に資するものである。

用地の取得に時間を要していたが、既に用地取得は完了し、埋蔵文化財調査についても完了している。円滑な道路交通を確保し、また阪急京都線西京極駅及び西京極総合運動公園へのアクセス道路として整備する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(3) 街路事業 大原通

本事業は、京都市街地東北部と八瀬、大原地区を結ぶ幹線道路であり、歩道と十分な幅員を確保した車道を整備することにより、安全かつ円滑な道路交通の確保を図るものである。

境界確定及び用地の取得に時間を要していたが、既に用地取得は完了している。事業区間は交通量が多いため、地元からも早期完成に大きな期待が寄せられており、早急に歩行者の安全な通行を確保する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(4) 道路事業 宝が池通

本事業は、市中心部と岩倉地区をはじめとする本市北部地域を結ぶだけでなく国立京都国際会館や宝が池公園へのアクセス道路ともなっている幹線道路であり、急勾配やヘアピンカーブの箇所の改善及び歩道整備により車両や歩行者などの安全確保を図るものである。

用地の取得に時間を要していたが、既に用地取得は完了し、道路築造工事もほぼ完成している。関連事業である無電柱化事業の実施とそれに伴う歩道整備により自転車や歩行者の安全な通行を確保する必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(5) 道路事業 一般国道162号(川東拡幅)

本事業は、右京区京北及び南丹市から京都市街へのアクセス道路として重要な路線であり、橋梁及びトンネルの新設を行うことにより、幅員狭小、線形不良を解消し、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

第1工区については、平成12年度に事業開始し、平成19年度に予定どおり供用を開始している。第2工区については、平成20年度から事業着手しており、詳細設計及び用地買収と順次進めていく見通しが立っていることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(6) 道路事業 一般国道477号(大布施拡幅)

本事業は、京都市内の一般国道162号、一般国道367号を結ぶ幹線道路ネットワークを形成する重要な路線であり、橋梁及びトンネルの新設を行うことにより、幅員狭小、線形不良を解消し、安全で円滑な道路交通を確保するものである。

平成17年度に第1工区の供用開始を行い、更なる効果発現のため平成22年度に第2工区を部分供用する予定である。B/Cについて国土交通省のマニュアルの改定等の影響により0.86となっているが、災害時の孤立化を防止し、医療機関へのアクセス、救援物資の輸送路となる地元住民の命の道であることや地域の活性化や定住化を図り、集落を維持するみちとなること、また、更なるコスト縮減にも取り組んでいくことから「事業継続」は妥当であると判断した。

(7) 道路事業 主要府道大山崎大枝線(沓掛工区)

本事業は、平成24年度完成予定の京都第二外環状道路の関連路線であり、春日IC(仮称)の連絡道路としての機能を有し、通過目的の交通を京都第二外環状道路に転換することにより、地域交通の円滑化と安全性を向上させ地域の活性化を図るものである。

平成24年度の完成に向けて用地買収も大部分が完了し、工事も順調に進捗しているが全体的に周辺の景観や環境、住民との関係などでイメージがわからない。したがって「住民とのパートナーシップと環境・景観に更なる配慮を行う」という意見を付して「事業継続」は妥当であると判断した。

(8) 河川事業 旧安祥寺川

本事業は、JR 東海道本線横断部の既設水路トンネルの疎通能力が著しく低い
ため、当該箇所
の流下能力を増加させ、治水安全度の向上を図ることを目的
に JR 線沿い北側に捷水路を設ける。また、当該捷水路と準用河川岡川とを合流
させることで、岡川合流点付近の浸水対策にも寄与するものである。

当該地は、平成 16 年及び平成 18 年に浸水被害が発生し、早期改修の必要
性が改めて浮き彫りになっている。また、他河川での大規模事業に一定の目途
がついたこともあり、当事業に予算を集中投資することが可能となったことか
ら「事業継続」は妥当であると判断した。

(9) 河川事業 新川

本事業は、流域内の都市化の影響による保水及び遊水機能の低下により、
雨水の流出量増大に伴う浸水被害が発生しているため、その防除を目的として
河積の拡大を図る改修工事及び内水排除を目的とした排水機場の築造を進め、
流域内の治水安全度の向上を図るものである

流域の浸水防除を推進するため、今後下水道事業と連携した事業進
捗を図る必要があることから「事業継続」は妥当であると判断した。

(10) 土地区画整理事業 洛北第二地区土地区画整理事業

本事業は、市街地北東部の豊かな自然に恵まれた風光明媚な地域に
位置し、都市計画道路や近隣・街区公園等の公共施設の整備と宅地の
利用増進を図ることにより、健全な市街地を形成するものである。

平成 20 年度において仮換地指定率は 100%に達し、また平成 21
年度末には道路築造率も 100%に達する予定であり、事業としては最
終段階にあることから「事業継続」は妥当であると判断した。

<事後評価>

(1) 鉄道事業 高速鉄道東西線醍醐・六地蔵間建設事業

本事業は、京都市都心部及び大阪方面への広域的な鉄道ネットワークを完成させるとともに、沿線における住宅開発や慢性化している路面交通渋滞に対応するものである。

本事業により、京都市都心部及び大阪方面への移動時間が短縮されるとともに、事業実施区間周辺で乗用車交通量が減少傾向にあることなど鉄道整備による効果が発現されていることなどから、今後の事後評価及び改善措置について「必要性なし」という京都市の「対応方針」は妥当であると判断した。

平成21年度 再評価対象事業一覧

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業
 ② 事業採択後10年間（廃棄物処理施設事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業
 ③ 再評価の実施後5年間を経過した時点で継続中の事業
 ④ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価を実施することが必要であると認められる事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	経過年数	事業進捗率**	審議結果
街路事業	1	補	向日町上鳥羽線 (第一工区)	延長 L=395m 幅員 W=22.0m	H1	③	21	99	「事業継続」 は妥当である。
	2	単	葛野西通	延長 L=177m 幅員 W=16.0m	H2	③	20	91	「事業継続」 は妥当である。
	3	単	大原通	延長 L=1,114m 幅員 W=12.0m	S59	③	26	83	「事業継続」 は妥当である。
道路事業	4	単	宝が池通	延長 L=870m 幅員 W=11.0~16.5m	H15 (S55)	③	7 (30)	90	「事業継続」 は妥当である。
	5	補	一般国道162号 (川東拡幅)	延長 L=2,150m 幅員 W=7.5m	H12	②	10	44	「事業継続」 は妥当である。
	6	補	一般国道477号 (大布施拡幅)	延長 L=2,195m 幅員 W=9.0m	H2	③	20	60	「事業継続」 は妥当である。
	7	補	(主)大山崎大枝線 (沓掛工区)	延長 L=520m 幅員 W=23.75m	H12	②	10	65	「事業継続」 は妥当である。 ただし、意見を付す。
河川事業	8	補	旧安祥寺川	延長 L=400m	H2	③	20	11	「事業継続」 は妥当である。
	9	補	新川	延長 L=890m	H7	③	15	48	「事業継続」 は妥当である。
整理地区画 事業	10	単	洛北第二地区	面積 A=53.3ha	S53	③	32	97	「事業継続」 は妥当である。

* 「補」は国庫補助事業、「単」は京都市単独事業を示す。

* * 事業進捗率は平成20年度末の予算執行額の全体事業費における割合を示す。

平成21年度 事後評価対象事業一覧

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規事業採択時評価又は再評価を実施した事業の内、事業完了後5年以内（廃棄物処理施設設備事業にあつては、事業完了後7年以内）の事業
- ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業

種別	番号	補単*	事業名	事業概要	採択年度	該当条件	完了年度	審議結果
鉄道事業	1	補	高速鉄道東西線醍醐・六地藏間建設事業	延長 L=2.4km	H10	②	H16	「対応方針」は妥当である。

※ 補：国庫補助事業，単：京都市単独事業

平成21年度 フォローアップ対象事業一覧表

再評価 実施年度	補助単独	種別	番号	事業名	備考
平成19年度	国庫補助事業	街路事業	1	伏見向日町線	
			2	中山石見線	
	京都市単独事業		3	御陵六地藏線(第三工区)	
	国庫補助事業		4	I・Ⅲ・25鴨川東岸線(第一工区)	
		河川事業	5	西野山川	
			6	西高瀬川(有栖川工区)	
			7	善峰川	
		都市公園事業	8	宝が池公園(広域)	
		住宅市街地 総合整備事業	9	東九条地区	
	土地区画整理事業	10	洛北第三地区		
平成18年度	国庫補助事業	河川事業	1	七瀬川	
	京都市単独事業	街路事業	2	西小路通	
	国庫補助事業		3	I・Ⅲ・25鴨川東岸線(第2工区)	
平成17年度	京都市単独事業	街路事業	2	国鉄嵯峨駅北通	完了
			3	山陰街道	
			4	向日町上鳥羽線(第二工区)	
	5		8・7・6深草疏水通		
	国庫補助事業	道路事業	6	主要地方道大原花背線 (北部周辺地域整備事業)	
			8	上鳥羽南部地区	
京都市単独事業		土地区画整理事業	9	竹田地区	
平成16年度	京都市単独事業	街路事業	6	新十条通(伏見工区)	完了
			7	新十条通(山科工区)	完了
平成15年度	京都市単独事業	都市公園事業	1	久我橋東詰公園整備事業	完了

参 考 資 料

- 1 京都市公共事業評価委員会委員名簿
- 2 京都市公共事業評価委員会審議日程

1 京都市公共事業評価委員会委員名簿（平成21年4月1日～）

（敬称略，五十音順）

	荒川 朱美	京都造形芸術大学教授
副委員長	岩崎 義一	大阪工業大学工学部教授
	川浦 昭彦	同志社大学大学院教授
委員長	小林 潔司	京都大学大学院教授
	佐伯 久子	京都市地域女性連合会副会長
	須藤 陽子	立命館大学法学部教授
	塚本 眞理	京都商工会議所女性会副会長
	十倉 良一	京都新聞社論説副委員長

2 京都市公共事業評価委員会審議日程

区 分	開催年月日	審 議 内 容
第1回	平成21年7月14日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度フォローアップ対象事業の報告 平成21年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明
第2回	平成21年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明 平成21年度事後評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明
第3回	平成21年11月2日	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度再評価対象事業の事業概要及び対応方針（案）の説明